

第 5 章 NPO 法人の会計・税務等

1 会計の原則・会計書類

(1) 会計の原則について

法第27条で、会計の原則が3つ定められています。

- ① 正規の簿記の原則
- ② 真実性と明瞭性の原則
- ③ 継続性の原則

イ 正規の簿記の原則

簿記とは、日常的な記録をし、決算をするための会計帳簿のシステムのことで、一般に単式簿記と複式簿記の2つの種類があります。

単式簿記とは、家計簿やこづかい帳をつけるのと同じように、資金の出入りを記入していく方法で、特に会計の知識がなくてもできる簡単な方法です。小規模な会員制組織のように取引内容が単純な場合に適しています。

これに対して、複式簿記とは、1つの取引を借方と貸方の2つの勘定科目に分けて「仕訳」をし、借方と貸方のそれぞれの勘定科目の金額を「元帳」に転記して、勘定科目ごとに集計していく方法です。通常の企業会計で用いられており、ある程度の規模の組織や事業型の団体などに適しています。

正規の簿記の原則とは、通常は複式簿記を指すと言われますが、一定の条件を満たすものであれば単式簿記でも認められるとされています。

その条件とは、次のとおりです。

- ① 取引記録が、客観的にして証明可能な証拠によって作成されていること
- ② 取引記録が明瞭正確に行われ、かつ順序区分など体系的に整然と行われること
- ③ 取引記録の結果を総合することによって、簿記の目的にしたがい、企業の財政状況及び経営成績あるいは財産管理の状態などが明らかにする財務諸表が作成できること

逆に、正規の簿記とは言えないのは、次のような場合です。

- ① 証拠のない記録、つまり架空帳簿
 - ② 取引の一部が記録されない、つまり簿外処理
 - ③ 日常的な記録がなされていない
 - ④ 帳簿の記録とは異なる決算書類が作成される、つまり粉飾決算
- こういったことの確認は、監事が会計検査の過程で確認することになります。

ロ 真実性と明瞭性の原則

会計は真実な内容を明瞭に示さなければならないというもので、会計の最も基本的な理念です。

ハ 継続性の原則

一度採用した会計処理の原則や手続きをみだりに変更してはならないというものです。継続性の原則は、期間比較を可能にするうえで重要です。

(2) 会計書類の提出

法第28条で毎年の提出書類を定めています。会計に関する書類としては、①活動計算書、②貸借対照表、③財産目録の3つが法律で定める笠松町長への提出書類です。作成に関しては、3つの会計の原則に従うほか、法第5条で本来事業とその他の事業を区分経理すべきことが定められています。

2 税務等

ここでは、NPO法人の納税等主なものについての概要を記載しますが、詳細については、税務署、県税事務所、町税務課、労働基準監督署、年金事務所等の関係機関や税理士、社会保険労務士等の専門家に問い合わせ下さい。

設立届出書、消費税課税事業者届出書、給与支払事務所等の開設届出書等、設立後直ちに提出を要する書類も多いので、設立の認証を申請する前に必ず確認して下さい。

(1) NPO 法人に対する税制

イ 法人税(国税)

法人税上の収益事業は、「販売業、製造業、その他の政令で定める事業で」「継続して」「事業場を設けて営まれるもの」で、法人税法施行令第5条第1項に掲げられている下記の34業種に該当するものであり、従ってNPO法人の特定非営利活動に係る事業であっても、法人税法上の収益事業に該当する場合には課税対象となるので注意を要します。

【34業種】

物品販売業、不動産販売業、金銭貸付業、物品貸付業、不動産貸付業、製造業、通信業、運送業、倉庫業、請負業、印刷業、出版業、写真業、席貸業、旅館業、料理店業その他の飲食店業、周旋業、代理業、仲立業、問屋業、鉱業、土石採取業、浴場業、理容業、美容業、興行業、遊技所業、遊覧所業、医療保健業、一定の技芸教授業等、駐車場業、信用保証業、無体財産権の提供等を行う事業、労働者派遣業
--

ロ 法人事業税(県税)

法人事業税は、法人税法上の収益事業から生じた所得に対して課税されます。

ハ 法人県民税(税)

県内に事務所や事業所などを設けている法人に課税される税金で、「均等割」と「法人税割」からなっています。

ニ 法人町民税

町内に事務所や事業所などを設けている法人に課税される税金で、「均等割」と「法人税割」からなっています。

ホ その他の税

上記のほかに課せられる主な税は、国税として消費税、印紙税等、県税として不動産取得税、自動車税、自動車取得税等、町税として軽自動車税、固定資産税等が挙げられます。

ヘ 県税の優遇措置について(施行日：平成13年12月21日から)

県税のうち県民税均等割、不動産取得税及び自動車取得税については一定の要件の下にその課税を免除していますので、最寄りの県税事務所、自動車税事務所もしくは県庁税務課までお問い合わせ下さい。（これらの優遇措置は申請をしなければ受けることができません。）

また、町でも法人町民税の優遇措置を実施していますので、税務課へお問い合わせください。

(2) 源泉徴収

役員や従業員に対する給与、報酬等、また講演会の講師や原稿執筆者などに対する謝礼等を支払う場合などは、源泉徴収義務者として、所得税を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月10日までに納付する必要があります。

源泉徴収に際しては、給与支払事務所等の開設届出書、給与所得者の扶養控除等申告書等の諸手続を行う必要があります。

(3) 社会保険

職員等を雇用する場合、労災保険、雇用保険、健康保険、厚生年金保険といった社会保険について、労働基準監督署・年金事務所等に対して、所定の手続きを行い、雇用主負担分を支払う必要があります。